

政令第三百九号

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令

内閣は、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第八十一号）の一部の施行に伴い、並びに所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第四十二条第一項及び法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第四十二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の一部改正）

第一条 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

第二十一条を削り、第二十二条を第二十一条とする。

（所得税法施行令の一部改正）

第二条 所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）の一部を次のように改正する。

第八十九条中「給付金」を削り、第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第九号までを一号

ずつ繰り上げる。

（法人税法施行令の一部改正）

第三条 法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）の一部を次のように改正する。

第七十九条中「給付金又は補助金」を「補助金又は給付金」に改め、第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第十一号までを一号ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成十七年十月一日）から施行する。

（所得税法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第二条の規定による改正前の所得税法施行令第八十九条第二号に掲げる給付金であつてその支給事由がこの政令の施行の日前に生じたものについては、なお従前の例による。

（法人税法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第三条 第三条の規定による改正前の法人税法施行令第七十九条第二号に掲げる給付金であつてその支給事

由がこの政令の施行の日前に生じたものについては、なお従前の例による。